



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年8月23日火曜日 第1687号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（上島町）.....	837
字の区域の変更（ " ）.....	837
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	837
土地改良事業の工事完了の届出（4件）.....	838
解除予定保安林.....	839
建設業者の許可の取消し.....	839
道路の区域変更（県道平野坂戸線）.....	840
道路の供用開始（ " ）.....	840
道路の区域変更（県道平野坂戸線）.....	840
道路の供用開始（ " ）.....	841

選挙管理委員会告示

開票区の設置.....	841
-------------	-----

雑 報

山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価方法書の縦覧等について.....	841
------------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1554号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、上島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は上島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年8月23日

○愛媛県告示第1556号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年8月23日

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マルナカ伊予三島店	四国中央市寒川町字神ノ木35-5外	大規模小売店舗の名称	マルナカ伊予三島店	マルナカ三島店	平成17年8月5日	平成17年8月5日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
上島町弓削沢津1の2、2の2、3の2から3の4まで、4の2から4の4まで、13、14、20から24まで、26から28まで、29の1、29の2、31、32、39、42、46、51から54まで、56から58まで及び68並びに弓削久司浦1121の2、1122の2、1123の2、1124の2、1125の2、1125の3、1126から1129まで、1130の2、1131の2及び1132の2の地先	4,904.11

○愛媛県告示第1555号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、上島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年8月23日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
弓削沢津	上島町弓削沢津1の2、2の2、3の2から3の4まで、4の2から4の4まで、13、14、20から24まで、26から28まで、29の1、29の2、31、32、39、42、46、51から54まで、56から58まで及び68並びに弓削久司浦1121の2、1122の2、1123の2、1124の2、1125の2、1125の3、1126から1129まで、1130の2、1131の2及び1132の2の地先公有水面埋立地	4,904.11

愛媛県知事 加戸守行

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1557号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
南松山ショッピングプラザ	松山市朝生田町五丁目1-25	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社ディーホールド 代表取締役 志村直也	株式会社ディーホールド 代表取締役 奥田晴彦	平成17年 5月25日	平成17年 8月8日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男	株式会社ダイエー 代表取締役 高橋義昭	平成17年 3月30日	
			株式会社ダイエー 代表取締役 高橋義昭	株式会社ダイエー 代表取締役 樋口泰行	平成17年 5月26日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、新居浜市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	山神地区	平成17年3月25日

○愛媛県告示第1559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、周桑郡丹原町北田野土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	北田野地区	平成17年3月20日

○愛媛県告示第1560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	田野上方地区	平成17年3月20日

○愛媛県告示第1561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予園芸農業協同組合から次のとおり土地改

良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
遊休農地解消総合対策事業	高松下地区	平成16年 3月22日

○愛媛県告示第1562号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26

年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
今治市玉川町木地字石原畑辛42の28
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1563号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成17年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 14) 第12628号	平成14年 4月20日	(有)大内組	大内 将伸	宇和島市寄松甲341	平成17年 7月1日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 12) 第9914号	平成12年 9月3日	鈴木建築	鈴木 靖志	新居浜市上原 2 - 5 - 31	平成17年 7月5日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第11683号	平成14年 8月19日	大一交安産業(有)	旗智 進	松山市溝辺町甲24	平成17年 7月11日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第15243号	平成15年 2月7日	(有)コム	加藤 博一	大洲市長浜町沖浦甲63 - 13	平成17年 7月11日	土工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14) 第4952号	平成14年 11月18日	近藤建設工業(株)	藤本 幹翁	松山市南江戸 2 - 15 - 50	平成17年 7月12日	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14) 第15105号	平成14年 8月20日	(有)工一・エス・ケー機 工	網本 統一	松山市大山寺町乙249 - 1	平成17年 7月12日	管工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13) 第13658号	平成14年 2月21日	横山建設	横山 敏幸	大洲市長浜町下須戒甲 893	平成17年 7月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第1226号	平成13年 8月30日	(株)平松組	平松 利輝	松山市夏目甲598	平成17年 7月14日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14) 第6901号	平成14年 10月11日	(有)今出建設	中矢ユキ子	松山市西垣生町2169 - 1	平成17年 7月14日	土工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第9531号	平成14年 7月22日	西日本商事(有)	上田 四郎	松山市小坂 3 - 1 - 19	平成17年 7月14日	土工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止
(般 - 15) 第14106号	平成15年 9月22日	日興道路(株)	渡部 恭介	今治市菊間町浜210 - 2	平成17年 7月14日	土工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 15) 第15436号	平成15年 10月23日	榊田建築	榊田 虎夫	伊予郡砥部町川井936 - 2	平成17年 7月14日	建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12) 第14634号	平成12年 9月28日	(株)新来島製作所	小野 史郎	今治市大西町新町甲94 5	平成17年 7月20日	土工事業 建築工事業 管工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第6391号	平成13年 9月18日	(有)横田木工所	横田 喜平	今治市古国分 2 - 8 - 60	平成17年 7月21日	建具工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第7721号	平成13年 6月30日	大野工務店	岡山 光一	宇和島市保手 5 - 4 - 14	平成17年 7月21日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第8918号	平成12年 10月26日	清水鉄筋	清水 宅雄	北宇和郡鬼北町大字大 宿1019 - 1	平成17年 7月21日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第10683号	平成14年 11月7日	(有)塗装社河之内組	河之内義久	伊予市下吾川1987 - 3	平成17年 7月21日	塗装工事業	建設業の廃止

(般 - 13)第13436号	平成13年 7月1日	佐伯ビル管理(株)	佐伯美代子	松山市千舟町 7 - 12 - 12	平成17年 7月21日	屋根工事業 防水工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13)第12256号	平成13年 6月18日	金浦建築	金浦 洋	松山市真砂町 5 - 1	平成17年 7月22日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第2299号	平成14年 12月13日	八松硝子建材(株)	佐々木隆司	松山市来住町14 - 4	平成17年 7月25日	建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13)第4176号	平成13年 9月22日	三協ハウス工業(株)	橋山 博史	松山市姫原 3 - 8 - 38	平成17年 7月25日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 12)第8605号	平成12年 7月31日	(有)四国建設	渡部 恭介	今治市菊間町浜210 - 2	平成17年 7月27日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第6259号	平成13年 7月13日	重松土木	重松 俊三	今治市吉海町仁江1282	平成17年 7月28日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 14)第8221号	平成14年 5月7日	北川原工業	赤星 和夫	伊予郡松前町大字北川原72 - 6	平成17年 7月28日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第12452号	平成13年 11月2日	山崎組	山崎 勝敏	松山市山西町791	平成17年 7月28日	とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第12905号	平成14年 11月17日	(株)新来島どっく	川上 隆陸	今治市大西町新町甲945	平成17年 7月28日	建築工事業 電気工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1564号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	平野坂戸線	西予市宇和町伊崎358番 2 から 同町伊崎193番地先まで	旧	メートル 4.8 ~ 8.4	キロメートル 0.167	
			新	8.6 ~ 16.0	0.167	

○愛媛県告示第1565号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	平野坂戸線	西予市宇和町伊崎358番 2 から 同町伊崎193番地先まで	平成17年 8月23日

○愛媛県告示第1566号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	平野坂戸線	西予市宇和町坂戸2312番地先から 同町坂戸914番3まで	旧	メートル 4.2～6.0	キロメートル 0.033	
			新	7.6～8.4	0.033	

○愛媛県告示第1567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	平野坂戸線	西予市宇和町坂戸2312番地先から 同町坂戸914番3まで	平成17年 8月23日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、次の選挙について開票区を設ける。

平成17年 8月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- 1 開票区を設ける選挙
衆議院比例代表選出議員の選挙
- 2 開票区

		投票区、中島第4投票区、中島第5投票区、中島第6投票区、中島第7投票区、中島第8投票区、中島第9投票区、中島第10投票区、中島第11投票区、中島第12投票区、中島第13投票区、中島第14投票区、中島第15投票区、中島第16投票区、中島第17投票区
内子町	内子町（第4区） 開票区	第1投票区、第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、第14投票区、第15投票区、第16投票区
	内子町（第2区） 開票区	第17投票区、第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、第22投票区、第23投票区、第24投票区、第25投票区、第26投票区、第27投票区、第28投票区

雑 報

○公 告

山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価方法書の縦覧等について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第5条第1項の規定に基づき、肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成し、同法第7条の規定に基づき、方法書の縦覧を行うこととしたので、次のとおり公告する。

平成17年 8月23日

国土交通省四国地方整備局長

横 田 耕 治

1 事業者の氏名及び住所

- (1) 事業者の氏名 国土交通省四国地方整備局長 横田耕治
- (2) 事業者の住所

香川県高松市福岡町四丁目26番32号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 対象事業の名称 肱川水系山鳥坂ダム建設事業
- (2) 対象事業の種類 ダム新築事業
- (3) 対象事業の規模 貯水面積76ヘクタール（サーチャー

市町名	開票区名	区 域
松山市	松山市（第1区） 開票区	番町投票区、八坂投票区、素鷲第1投票区、素鷲第2投票区、素鷲第3投票区、東雲第1投票区、東雲第2投票区、清水第1投票区、清水第2投票区、清水第3投票区、味酒第1投票区、味酒第3投票区、新玉投票区、雄郡第1投票区、雄郡第2投票区、雄郡第3投票区、たちばな投票区、五明投票区、伊台第1投票区、湯山第1投票区、湯山第2投票区、道後第1投票区、道後第2投票区、道後第3投票区、桑原第1投票区、桑原第2投票区、桑原第3投票区、久米第1投票区、久米第2投票区、小野第1投票区、久谷第1投票区、久谷第2投票区、久谷第3投票区、久谷第4投票区、浮穴投票区、石井第1投票区、石井第2投票区、石井第3投票区、椿第1投票区、余土投票区、垣生投票区、生石第1投票区、生石第2投票区、味生第1投票区、味生第2投票区、久枝第1投票区、久枝第2投票区、和気投票区、潮見投票区、堀江投票区、東大栗投票区、三津浜投票区、宮前投票区、新浜投票区、高浜投票区、由良投票区、泊投票区、鷲ヶ巣投票区、門田投票区、久米第3投票区、石井第4投票区、椿第2投票区、さくら投票区、姫山投票区、小野第2投票区、湯山第3投票区、城西投票区、伊台第2投票区
	松山市（第2区） 開票区	北条第1投票区、北条第2投票区、北条第3投票区、北条第4投票区、北条第5投票区、北条第6投票区、北条第7投票区、北条第8投票区、北条第9投票区、北条第10投票区、北条第11投票区、北条第12投票区、北条第13投票区、北条第14投票区、北条第15投票区、北条第16投票区、北条第17投票区、北条第18投票区、北条第19投票区、北条第20投票区、北条第21投票区、北条第22投票区、北条第23投票区、北条第24投票区、北条第25投票区、中島第1投票区、中島第2投票区、中島第3

ジ水位における貯水池の水面の面積)

- 3 対象事業が実施されるべき区域
愛媛県大洲市
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
愛媛県大洲市及び西予市
- 5 方法書の縦覧の場所並びに期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
香川県高松市福岡町四丁目26番32号
国土交通省四国地方整備局総務部総務課(情報公開室)
愛媛県大洲市肱川町予子林6番地4
国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁
愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市役所
愛媛県大洲市長浜甲480番地の3
大洲市役所長浜支所
愛媛県大洲市肱川町山鳥坂74番地
大洲市役所肱川支所
愛媛県大洲市河辺町植松548番地
大洲市役所河辺支所
愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市役所
愛媛県西予市野村町野村12号619番地
西予市役所野村総合支所
愛媛県西予市城川町下相945番地
西予市役所城川総合支所
 - (2) 縦覧期間
平成17年8月23日から平成17年9月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (3) 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで(午前12時から午後1時までを除く。)
- 6 意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出できる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限
平成17年10月6日まで
 - (2) 提出先
〒797 1505 愛媛県大洲市肱川町予子林6番地4
国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所調査設計課
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書について環境の保全の見地からの意見
意見書は日本語により、意見の理由を含めて記載すること。